

大個審答申第27号
平成20年3月28日

大阪市教育委員会
委員長 立野 純三 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 中川喜代子

大阪市個人情報保護条例第43条に基づく不服申立てについて（答申）

平成17年7月7日付け大市教委第1264号をもって諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審議会の結論

大阪市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成17年4月11日付け大市教委第349号により行った部分開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成17年3月28日、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「条例」という。）第17条第1項に基づき、実施機関に対し、「平成元年度から平成16年度の間教育委員会に提出した請求人に係る講師登録票、平成元年度から平成16年度の間請求人が講師に採用されなかった理由がわかる書類」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 部分開示決定

実施機関は、本件請求に係る個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）が記録されている公文書として、「請求者にかかる講師登録票（平成17年3月18日現在）」（以下「本件文書」という。）を特定した上で、一部を開示しない理由を次のとおり付して、条例第23条第1項に基づき、平成17年4月11日付け大市教委第349号により部分開示決定を行った。

記

「条例第19条第2号及び第6号に該当
(説明)

担当者氏名は、開示請求者以外の個人の戸籍的事項に関する情報であり、当該情報そのものにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、かつ同号ただし書きア、イ、ウのいずれにも該当しないため。評価及び所見には、個人の選考に関する情報が記載されており、開示することにより、講師登録者の正しい評価ができなくなる可能性があり、事務の公正又は円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成17年6月10日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条第1号に基づき異議申立てを行った。

第3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

本件保有個人情報、平成17年3月現在の講師登録票であり、希望校種（職種）、氏名、生年月日、性別、本人の写真、現住所、電話番号、最終学歴、所有免許状、希望勤務形態、非常勤嘱託員の希望、養護学校・養護学級等の希望・経験、専科の可否、採用試験結果、得意な教科・科目・特技、指導できるクラブ等、自己アピール欄、講師開始希望時期、市教委処理欄という情報から構成されており、これらの情報のうち、市教委処理欄の評価、所見及び担当者氏名を非開示とした。

講師登録票の市教委処理欄のうち担当者氏名は、面接を行った非常勤の嘱託職員の氏名で、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、条例第19条第2号に該当するものとして非開示としたところであるが、総務省の平成17年8月4日付け「情報公開に関する公務員の氏名・不服申立て事案の事務処理に関する取扱方針」の趣旨を踏まえれば、原則としては、当該情報は開示されるべきものとなる。しかし、担当者は講師登録に際しての面接官であり、当該登録者に面接を実施し、評価を行うことから、その氏名を開示することにより、不当な干渉や無用な苦情が寄せられるなどのおそれがあるので、事務の公正又は円滑な遂行に支障が生ずるおそれがあると認められ、条例第19条第6号に該当すると判断した。

市教委処理欄のうち評価及び所見は、個人の選考に関する情報である。これらを開示することにより、講師登録者の評価に個別の意見が寄せられるなどすれば、講師登録全体の評価の信頼性・中立性が損なわれ、無用の混乱が生じ、正しい評価ができなくなる可能性があり、今後の講師登録事務の公正又は円滑な遂行に支障を生じるおそれがあると認められ、条例第19条第6号に該当すると判断した。

なお、異議申立人は、異議申立ての理由として、講師登録票の保存期間が1年であることは、非開示部分がメモ書きに過ぎないことを意味するから、開示すべきであると主張している。しかし、保存期間は、大阪市公文書管理規則（平成13年大阪市規則第30号）により、公文書の管理の必要性から定められているのであって、保有個人情報の開示については、条例に基づき判断されるべきである。

第4 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

非開示部分は、正当な手続きを踏まえ公正かつ多数の評価担当者によって客観的な採用に関する評価ではなく、講師登録票の保存期間が1年であることから、講師登録票は軽易なメモ書きに過ぎないため、部分開示決定を取り消し、全部開示を求める。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

しかしながら、条例は、すべての保有個人情報の開示を義務づけているわけではなく、第19条本文において、開示請求に係る保有個人情報に同条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除している。もちろん、第19条各号が定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮するとともに、当該保有個人情報の取扱い

の経過や収集目的などをも勘案しつつ、条例の上記理念に照らして市民の権利を十分に尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、実施機関が市立学校園の講師採用を希望する者から提出を受けた講師登録票である。

本件文書は、希望者が記載する希望校種、氏名、住所、学歴、経験、所有免許状、自己アピール、講師開始希望時期、市教委処理欄、担当氏名等の各情報より構成されており、これらの情報のうち「市教委処理欄」及び「担当氏名」が非開示とされていることが認められる。

3 争点

実施機関は、本件保有個人情報について、条例第19条第2号及び第6号を理由に、本件決定を行ったものであるが、異議申立人は、この決定を取り消し、本件保有個人情報の全部を開示すべきであるとして争っている。

なお、実施機関は、担当氏名について、当初主張していた条例第19条第2号該当性を理由説明書において否定し、同条第6号該当性を非開示決定の理由としている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件保有個人情報の条例第19条第6号該当性の問題である。

4 条例第19条第6号該当性について

- (1) 条例第19条第6号は、本市の機関等が行う事務又事業の目的を達成し、その公正、円滑な遂行を確保するため、「本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は開示しないことができると規定し、特に、監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関しては、同号アにおいて「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」を掲げ、個人の評価、診断、判定、相談、選考等に係る事務に関しては、同号ウにおいて「当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障が生じるおそれ」を掲げて、このようなおそれがある場合には、開示しないことができると規定している。

ここでいう「支障」とは、事務又は事業に関する情報を開示することによる利益と支障を比較衡量した上で、開示することの必要性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす「支障」が看過できない程度のものであることが必要であり、さらに、こうした「支障」を及ぼす「おそれ」があるというためには、抽象的な可能性だけでは足りず、相当の蓋然性が認められなければならないと解される。

- (2) 本件文書は、市立学校園における講師採用に係る選考事務において作成又は取得した保有個人情報であり、本件選考に係る事務は、同号ウの「個人の評価、診断、判定、相談、選考等に係る事務」に該当すると解される。

実施機関は、本号を理由に本件文書の「市教委処理欄」及び「担当氏名」を非開示としていることから、以下、各情報を開示することにより上記(1)で述べたような支障を及ぼす相当の蓋然性が認められるかどうかについて、検討する。

当該各情報は、講師登録を行う際に、実施機関が希望者に実施することとしている個人面接に関する情報であり、実施機関の説明によると当該面接は登録希望者と面接者の1対1の個人面接により行われ、提出された本件文書の内容の確認と併せ

て人物評価を実施しており、各校園において欠員が生じ講師採用の必要が生じた場合に本件文書の記載内容を講師選定の参考とし、登録者の中から条件に合う適任者を実施機関で選定しているとのことであった。なお、面接に関する評価基準等は定めておらず、面接者の校園運営の経験を踏まえた評価及び所見を率直に記載することとしているとのことであった。

これらを踏まえ、以下、検討する。

ア 市教委処理欄

当審議会において、実施機関が保有する講師登録票を見分したところ、登録希望者の性格、講師への適性等に関し率直な評価及び所見が簡潔に記載されている。

このような人物評価は、面接者の経験等による主観的判断を基本として行わざるを得ない性格のものである。

このような当該情報を開示すると、講師登録者から面接者に評価に対する苦情、批判等の意見が寄せられ、面接官の率直な意見を表明することが困難となり、評価の信頼性・中立性が損なわれ、適切な評価ができなくなる可能性が生じることから、今後の講師登録及び選定事務の公正又は円滑な遂行に支障を生じるおそれが認められる。

また、開示が前提となると、上記のような支障を危惧し、面接者が率直な意見等の記載を躊躇し、結果として必要な事実の把握が困難になるなど、今後の選考事務の公正又は円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

イ 担当氏名

当該情報は、個人面接を行った者の氏名であり、実施機関によると、面接の際に氏名を提示しておらず、当該情報を開示すると、面接者に不当な干渉や無用な苦情が寄せられ、事務の公正又は円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると主張する。

実施機関の事務手続きを踏まえると、講師採用の前提が欠員の補充であり、欠員が生じた校種、教科、希望者の資格及び経験等を総合的に判断し、登録者から最も条件に適した者を選定することから、面接者の評価のみが不採用の要因として限られるものではない。

しかしながら、面接者の氏名が開示されると、自身の不採用の理由や評価内容、採用された他の登録者との評価の比較等について問い合わせや苦情が寄せられ、人物評価に係る判断根拠について具体的な説明を求められることが想定される。そして、本件面接の評価は、上記アに示すような内容であり、面接者が単独で行ったこれら人物評価について客観的な基準を説明することは困難であることから、その結果、面接者の任を引き受ける者がいなくなるなど、実施機関が求める人材を選定することが困難となると考えられる。

よって、当該情報を公にすると、今後の講師登録及び選定事務の公正又は円滑な遂行に支障を生じるおそれがあると認められる。

また、開示が前提となると、上記のような支障を危惧し、面接者が率直な意見等の記載を躊躇し、結果として必要な事実の把握が困難になるなど、今後の選考事務の公正又は円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

5 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。